

# 国民健康保険における非自発的失業者に対する軽減措置について

倒産・リストラなどで離職された方（非自発的失業者）について、在職中と同程度の保険料負担で医療保険に加入できるようにするため、国民健康保険における負担軽減を行うものです。

## ◆対象者

次の条件すべてに該当する方が対象です。

- ①平成21年3月31日以降に離職した方
- ②離職時点で65歳未満（65歳の誕生日の前々日まで）の方
- ③雇用保険受給資格者証の離職理由が「コ」の方
- ◎特定受給資格者 ↓ 11、12、21、22、31、32
- ◎特定理由離職者 ↓ 23、33、34

## ◆軽減内容

平成22年4月から会社都合により離職（倒産、解雇等の事業主都合による離職）を余儀なくされた雇用保険の特定受給資格者、正当な理由のある自己都合により離職した特定理由離職者について、離職日の翌日からその翌年度末までの間、

国民健康保険税の計算、高額療養費・高額介護合算療養費・限度額認定証等の所得区分判定において、離職者の給与所得を100分の30（給与所得以外は100分の100）として算定します。

## ◆軽減措置適用期間

離職日の翌日の属する月から離職日の属する年の翌年度末までが軽減対象期間となりますが、給与所得を100分の30として算定を行うのは平成22年度分からとなります。

## ◆申告場所

◎役場町民課住民税係または国民健康保険係  
◎役場上浦幌支所

## ◆申告に必要なもの

- ◎雇用保険受給資格者証
- ◎印鑑

〒115-8515 墨田区役所町民課住民税係（TEL 576-2115）

## 非自発的失業者に係る国民健康保険税軽減の対象期間について

非自発的失業者(注1)については、  
離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで、  
失業者の所得のうち給与所得を30/100として国民健康保険税を算定。

※ ただし、再就職して健康保険に加入する場合はその時点まで

対象期間	H21年4月	H22年4月	H23年4月	H24年4月	
離職日	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
H20年度以前	離職日 H20.4.1~H21.3.30 非該当		施行日 H22.4.1		
H21年度	離職日 H21.3.31	離職日 H21.4.1~H22.3.30			
H22年度以降		離職日 H22.3.31	離職日 H22.4.1~H23.3.30 離職日の翌日の属する月から H23年度末まで	離職日 H23.3.31 H24年度末まで	離職日 H23.4.1~H24.3.30 離職日の翌日の属する月から H24年度末まで

(注1)非自発的失業者：雇用保険の特定受給資格者及び特定理由離職者。  
(注2)対象期間：離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで。

## 非自発的失業者に係る 高額療養費の所得区分の判定とその適用期間

非自発的失業者に係る高額療養費の所得区分の判定については、  
離職日の翌日において所得判定を行い、  
その翌月診療分(※)から適用する。

対象期間 離職日	H20年度	H21年度	H22年度 8月	H23年度 8月	H24年度 8月
H20年度 以前	離職日 H21.3.31	施行日 H22.4.1	H20 → H21		
H21年度		離職日 H21.4.1～ H22.3.30			
		離職日 H22.3.31		H22	
H22年度 以降	<p>所得判定は、所得のうち給与所得を30/100として行い、その適用終期は7月末とする。(H20、H21、H22、H23の所得がそれぞれ反映される。) また、低所得(町民税非課税)世帯の判定は、世帯全員分(擬制世帯主、特定同一世帯所属者を含む)の所得合計額(非自発的失業者の給与所得は30/100として算定)が以下の所得基準を下回る場合とする。 33万円+(被保険者数+特定同一世帯所属者数)×35万円</p>		離職日 H22.4.1～ H22.6.30		
			離職日 H22.7.1～ H23.3.30		
			離職日 H23.3.31		H23
			離職日 H23.4.1～ H23.6.30		
			離職日 H23.7.1～ H24.3.30		

(※) 離職日の翌日が1日であった場合は、その月からの適用となる。  
また、社会保険資格喪失で新たに国保世帯が形成された場合については、保険税軽減が開始される月から適用となる。  
(なお、上の図では、社保資格喪失で新たに国保世帯が形成された場合の高額療養費の所得区分の適用期間を表している。)

# こうていえき 口蹄疫侵入防止に ご協力をお願いします！

現在、国内外において口蹄疫という家畜の伝染病が発生しています。

口蹄疫の原因となるウィルスは、非常に感染力が強く、畜産農場では感染を防ぐために、①農場への関係者以外の立入制限、②畜舎や関係車輛のこまめな清掃・消毒の実施といった対策を懸命に実施しているところですが、

十勝の家畜の健康を口蹄疫から守るため、皆さまには、次のことについてご理解をお願いいたしますとともに、十勝の畜産の応援をよろしくお願いいたします。

- ◇畜産農場へは必要がない限り立ち入らない
- ◇各施設で行われている消毒への協力

※口蹄疫は偶蹄類(牛・豚・羊など)の病気で、人には感染しません。

圃十勝総合振興局口蹄疫侵入防止対策本部(事務局:農務課畜産係)(TEL 0155-27-8613)  
役場産業課畜産係(TEL 576-2181)